

## 国民健康保険税本算定について（7月15日発送）

7月は国民健康保険税の第3期の納期です。

本算定とは、今年度の固定資産税額および前年中（平成31年中（令和元年中）の確定所得金額をもとに、今年度の税率により年間保険税額を算出することです。

算出された税額から仮算定分（1・2期の税額）を差し引いた残額を、7月15日に発送します。納税通知書（第3期～第10期の8回の納期分）で納めていただくこととなります。

### ●令和2年度の納期限（年10回）

- 第1期 令和2年6月1日（月）
- 第2期 令和2年6月30日（火）
- 第3期 令和2年7月31日（金）
- 第4期 令和2年8月31日（月）
- 第5期 令和2年9月30日（水）
- 第6期 令和2年11月2日（月）
- 第7期 令和2年11月30日（月）
- 第8期 令和2年12月25日（金）
- 第9期 令和3年2月1日（月）
- 第10期 令和3年3月1日（月）

注）納期限は通常月末にすると定められておりますが、休日（土、日、祝祭日）に重なりますと、翌月初日の平日に繰り下げられます。

令和2年4月以降に新しく加入された方は、今年度は本算定から納付（第3期分からの納付）していただきます。

す。（年間8回で納付していただきます。）

### ●税率について

	令和2年度		
	医療分	後期支援分	介護分（40～64歳）
所得割額（税率）	7.30%	2.20%	2.50%
資産割額（税率）	34.30%	1.30%	2.10%
均等割額（1人当たり）	31,000円	9,000円	15,000円
平等割額（一世帯当たり）	31,000円	9,000円	5,000円
限度額	630,000円	190,000円	170,000円

皆さんの健康を維持するため、日頃から健康づくりに心掛けてください。

## 国民健康保険税特別徴収について

65歳から74歳までの世帯主の方であって、次の①～④のすべてに該当する方は、年金から保険税（2か月分に相当する額）を差し引いて納めていただくこと（特別徴収）になります。

### 年金から徴収される方

- ①口座振替でない方
- 納付書で銀行または役場会計にて保

險税を納めている場合↓該当しません。

銀行、郵便局の口座から保険税を引き落としで納めている場合↓該当しません。

②世帯主が国民健康保険の被保険者となっていないこと。

世帯主が会社の健康保険や共済組合の加入者、75歳以上で後期高齢者医療制度の加入者である場合は該当しません。

③世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が65歳以上75歳未満であること。

### 【世帯内に65歳未満の方がいる場合】

★65歳未満の国保の被保険者がいる場合↓該当しません。

★65歳未満の方全員が会社の健康保険、共済組合の加入者である場合↓該当しません。

### 【世帯内に75歳以上の後期高齢者医療制度の加入者がいる場合】

★75歳以上の方が世帯主となっている場合↓該当しません。

★75歳以上の方が世帯主となっていない場合↓該当します。

④特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であり、国民健康保険税が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えないこと。

### 問い合わせ

税務課 国民健康保険担当  
☎45・3111（内線144）

## 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者などに係る国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症について、減免基準（主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により重篤な傷病を負った、主たる生計維持者の収入が新型コロナウイルス感染症の影響により減少した、など）に該当すると国民健康保険税が減免される場合があります。詳しくは税務課、または保険年金課に問い合わせください。

### 問い合わせ

☎45・3111（内線144）  
保険年金課  
☎45・3111（内線114）

## 今月の納税

固定資産税 第2期  
7月31日（金）  
国民健康保険税 第3期  
7月31日（金）

### ★延長窓口サービス★

毎週水曜日は、午後7時まで税務課窓口業務を延長しています。町税の納付など、お気軽にご利用ください。

### ★口座振替を申し込まれている方へ★

口座振替は、各納期限が振替日となります。納期限の前日までに預金残高を確認してください。